

## 「偽造キャッシュカードによる預金等の不正払戻し」等に関するアンケート結果(平成17～25年度)

(対象：正会員・準会員190行、単位：件、百万円)

## 1. 偽造キャッシュカードによる預金等の不正払戻し件数・金額について

時 期	個人顧客		法人顧客	
	件数	金額	件数	金額
平成17年度	778	824	2	2
平成18年度	589	504	4	2
平成19年度	652	418	2	4
平成20年度	364	230	0	0
平成21年度	243	126	1	0
平成22年度	229	208	3	16
平成23年度	407	286	0	0
平成23年 4月～6月	51	19	0	0
平成23年 7月～9月	111	131	0	0
平成23年10月～12月	163	97	0	0
平成24年 1月～3月	82	39	0	0
平成24年度	740	568	8	13
平成24年 4月～6月	93	76	0	0
平成24年 7月～9月	174	127	3	7
平成24年10月～12月	385	333	5	6
平成25年 1月～3月	88	32	0	0
平成25年度	299	87	0	0
平成25年 4月～6月	65	15	0	0
平成25年 7月～9月	88	24	0	0
平成25年10月～12月	67	20	0	0
平成26年 1月～3月	79	28	0	0

## 2. 偽造キャッシュカードによる預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について【個人顧客】

時 期	対応方針 決定済件数 (①)	うち補償件数 (②)	補償率 (②÷①)
平成20年度	364	363	99.7%
平成21年度	243	242	99.6%
平成22年度	226	226	100.0%
平成23年度	405	402	99.3%
平成23年 4月～6月	50	50	100.0%
平成23年 7月～9月	111	109	98.2%
平成23年10月～12月	162	162	100.0%
平成24年 1月～3月	82	81	98.8%
平成24年度	734	729	99.3%
平成24年 4月～6月	92	92	100.0%
平成24年 7月～9月	172	169	98.3%
平成24年10月～12月	382	380	99.5%
平成25年 1月～3月	88	88	100.0%
平成25年度	295	288	97.6%
平成25年 4月～6月	63	60	95.2%
平成25年 7月～9月	87	85	97.7%
平成25年10月～12月	67	67	100.0%
平成26年 1月～3月	78	76	97.4%

(注 1) アンケート結果は、自行的お客さま(預金者)からの申出があり、ジャーナル等を確認した結果、実際に偽造キャッシュカードによる預金等の不正な払戻しが発生した、もしくは偽造カードによるローンの借入れが発生した件数・金額を計上(配偶者や親族等による払戻しを除く)。

(注 2) 「時期」とは、当該事案について、預金等の払戻しが発生した時期。

(注 3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。「2.」の「対応方針決定済件数」は、「1.」の「件数」の内訳。

(注 4) 「2.」は、個人のお客さまに係る件数等。

## 「偽造キャッシュカードによる預金等の不正払戻し」等に関するアンケート結果(平成26年度～)

(対象：正会員・準会員・特例会員191行、単位：件、百万円)

## 1. 偽造キャッシュカードによる預金等の不正払戻し件数・金額について

時 期	個人顧客		法人顧客	
	件数	金額	件数	金額
平成26年度	241	110	0	0
平成26年 4月～6月	55	26	0	0
平成26年 7月～9月	61	24	0	0
平成26年10月～12月	89	49	0	0
平成27年 1月～3月	36	12	0	0

## 2. 偽造キャッシュカードによる預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について【個人顧客】

時 期	対応方針 決定済件数 (①)	うち補償件数 (②)	補償率 (②÷①)
平成26年度	217	217	100.0%
平成26年 4月～6月	51	51	100.0%
平成26年 7月～9月	59	59	100.0%
平成26年10月～12月	82	82	100.0%
平成27年 1月～3月	25	25	100.0%

- (注 1) アンケート結果は、自行のお客さま(預金者)からの申出があり、ジャーナル等を確認した結果、実際に偽造キャッシュカードによる預金等の不正な払戻しが発生した、もしくは偽造カードによるローンの借入れが発生した件数・金額を計上(配偶者や親族等による払戻しを除く)。
- (注 2) 「時期」とは、当該事案について、預金等の払戻しが発生した時期。
- (注 3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。「2.」の「対応方針決定済件数」は、「1.」の「件数」の内訳。
- (注 4) 「2.」は、個人のお客様に係る件数等。
- (注 5) 平成26年度以降の計数から、特例会員の計数を含めて集計している。

以 上